

栄村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称

天栄村

二 成果の名称

岩瀬郡天栄村大字牧之内の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により、保安林の指定をする予定である旨の通知をすることになっていてる次に掲げる者については、その所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を会津若松市役所の掲示場に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 所在の不明な者の氏名及びその者に係る森林の所在場所

株式会社日成工業 会津若松市大戸町大字上小塩字台ノ坂三二〇七の一、三二〇七

の二

二 通知の内容の要旨

1 土砂の流出の防備のため、前記森林を保安林に指定する予定であること。

2 指定後における当該森林について、指定施業要件を次の図及び次のとおりとすること。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び会津若松市役所に備え置いて縦覧に供する。

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第百八十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)以下「法」という。)第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 起業者の名称

伊達市

二 事業の種類

月舘歯科診療所建設事業

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

1 収用の部分 福島県伊達市月舘町布川字西原地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

月舘歯科診療所建設事業(以下「本件事業」という。)は、地方公共団体が設置する診療所に関する事業であり、法第三条第二十四号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、本件事業の施行に必要な予算措置に着手していることから、本件事業を施行する能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

伊達市は、「新市建設計画」において、「安心して暮らせる町づくり」を主要施策とし、高齢者・障害者福祉の充実、地域医療体制の整備充実、健康づくりの推進、ユニバーサルデザインのまちづくりに努めており、月舘地域における唯一の歯科医療機関である月舘歯科診療所(以下「歯科診療所」という。)は、この施策を実現するための重要な施設である。

しかし、歯科診療所は、高齢者や児童の利用が多いにもかかわらず、これらの利用者に配慮した施設ではないことから、段差において転倒事故が起きるなど、利用者が安全に安心して利用できない。

歯科診療所のように高齢者等が利用する施設については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)において、施設設置管理者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずよう努めなければならないとされており、新市建設計画においても、ユニバーサルデザインのまちづくりを重要な施策項目としていることから、高齢者を含むすべての人が使いやすい移動しやすい施設を整備する必要がある。

また、歯科診療所は、老朽化が著しく、現在の建設基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)等が定める耐震基準を満たしていない。

本件事業は、ユニバーサルデザインを考慮した歯科診療所を建設するものであり、本件事業の完成により、高齢者や児童などすべての利用者が安全に安心して利用できる施設を整備することができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成二十年一月に任意で実施した調査によると、本件事業地内の土地には、絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)等により起業者が保護のため特別の

措置を講ずべき動植物は見受けられない。
 また、本件事業地内の土地においては、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は確認されていない。
 したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業の起業地については、月舘地域内に三つの候補地を選定したうえで比較検討が行われており、利用者の利便性が高いこと、住民生活に与える影響が少ないこと、事業費が安価であることなど、社会的、経済的観点から総合的に勘案すると、申請が最も合理的であると認められる。
 したがって、本件事業の事業計画については、合理性があると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

三の(一)で述べたように、歯科診療所は、高齢者や児童に配慮した施設ではないことから、段差において転倒事故が起きるなど、利用者が安全に安心して利用できない。
 また、歯科診療所は、老朽化が著しく、現在の建築基準法等が定める耐震基準を満たしていない。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。
 また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

起業地を表示する図面の長期縦覧の場所
 伊達市月舘保健福祉センター

(土木総務領域用地グループ)

福島県告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県南会津建設事務所平成二十年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道沼田 檜枝岐線	南会津郡檜枝岐村字尾 瀬岳国有林一〇六二林 班よ二小班地先から 同 郡同 村字尾 瀬岳国有林一〇六二林 班よ二小班地先まで	変更前	八・八 一一・四	一一・〇
		変更後	八・八 一一・四	一一・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県南会津建設事務所平成二十年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道沼田 檜枝岐線	南会津郡檜枝岐村字尾 瀬岳国有林一〇六二林 班よ二小班地先から 同 郡同 村字尾 瀬岳国有林一〇六二林 班よ二小班地先まで	変更前	八・八 二四・四	八一・〇
		変更後	八・八 二四・四	八一・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県南会津建設事務所で平成二十年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
県道向山 会津長野 停車場線	南会津郡南会津町長野 字長野九三番地先から 同 郡同 町長野 字長野二二八番一地先 まで	変更前 変更後	四・四〇 九・〇 五・四〇 一五・八〇	一七五・三〇 一四九・七〇

（道路領域道路企画グループ）

福島県告示第百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県南会津建設事務所で平成二十年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
県道向山 会津長野 停車場線	南会津郡南会津町長野 字長野九三番地先から 同 郡同 町長野 字長野二二八番一地先 まで	変更前 変更後	五・四〇 一五・八〇 五・四〇 一五・八〇	一四九・七〇 一四九・七〇

（道路領域道路企画グループ）

福島県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県南会津建設事務所で平成二十年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
県道高俣 田島線	南会津郡南会津町長野 字二階間々一八八一番 四地先から 同 郡同 町長野 字長野九三番地先まで	変更前 変更後	六・五〇 一九・七〇 八・二〇 八・二〇 八・二〇 四〇・〇〇	一、一四〇・〇〇 一、二二〇・〇〇 一、二二〇・〇〇

（道路領域道路企画グループ）

福島県告示第百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県南会津建設事務所で平成二十年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道沼田檜枝岐線	南会津郡檜枝岐村字尾瀬岳国有林一〇六二林 班よ二小班地先から 同 郡同 村字尾瀬岳国有林一〇六二林 班よ二小班地先まで	平成二〇年 三月一四日

（道路領域道路企画グループ）

福島県告示第百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県南会津建設事務所で平成二十年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道向山会津長野停車場線	南会津郡南会津町長野字長野九三番地先から同 郡同 町長野字長野二二八番一地先まで	平成二〇年三月一四日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県南会津建設事務所で平成二十年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道高岡田島線	南会津郡南会津町長野字二階間々一八八二番六地先から同 郡同 町長野字二階間々一八八四番地先まで	平成二〇年三月一四日

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第二百二十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年三月六日
- 二 名称
特定非営利活動法人あいえるの会
- 三 代表者の氏名
白石 清春
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市神明町九番一号
- 五 定款に記載された目的
本法人は、障がい者が主体となって地域に住む障がい者等に自立生活援助を提供するとともに、いのちの尊さを謳い、等しく生きられる社会の実現を目指し、福祉の増進及び向上に関する事業を行うことによつて社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第二百二十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項の規定により、障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。
平成二十年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
さがわヴィレッジ I-1	郡山市安積町笹川字四角垣五九一七	特定非営利活動法人アイ・キャン	福島県郡山市安積町笹川字四角垣五九一七	平成二〇年二月一日	共同生活介護 共同生活援助	知的障害者 精神障害者

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第二百二十七号

福島県主要農作物奨励品種として、次のものを採用する。
平成二十年三月十四日

採用するもの

福島県知事 佐藤 雄 平

同 鈴木 隆夫 須賀川市前田川字仲屋敷二一番地

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、会津中央土地改良区から次のとおり役員の仕事に就任した旨届出があった。

平成二十年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

変更があった者の役別、氏名及び住所

役別 氏名 住所

理事 皆川 嘉市 変更前 会津若松市神指町大字北四合字榎木下乙三〇番地の一

変更後 会津若松市神指町東神指二五番地

同 佐藤 義之 変更前 会津若松市神指町大字中四合字村東四一三番地

変更後 会津若松市神指町西城戸六二番地

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第百三十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、基本測量の実施の終了について、平成二十年三月四日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成二十年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 測量地域 南相馬市

二 測量開始期日 平成十九年五月二十五日

三 測量終了期日 平成十九年七月二十日

四 作業の種類 基本測量(一等磁気測量)

(土木総務領域総務予備グループ)

公告第132号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける「福島県全戸配布広報誌」の印刷製本業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成20年3月14日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 福島県全戸配布広報誌「うつくしま夢だより」の印刷製本業務 65,280,000ページ(年6回総ページ数96ページ 1回当たり680,000

部)

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成20年5月20日から平成21年3月31日までの間の福島県知事が指定する日

(4) 納入場所 福島県知事が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件(平成19年福島県告示第276号)第2に掲げる業種区分の「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されている者であること。

(2) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていない者であること。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成20年4月4日(金)午後5時までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局総務管理グループ

電話024-521-7562

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成20年3月28日(金)午後1時30分 福島県出納局総務管理グループ

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年4月25日(金)午後1時30分 福島県出納局総務管理グループ(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月24日(木)午後5時までに必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額に100分の105を乗じて得た額に、更に予定数量

を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 入札書には、1ページ当たりの単価を記載すること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、印刷製本業務に係る代金の支払いは、契約金額に納入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and estimated quantity of the products to be required : Printing "UTSU KUSHIMA YUMEDAYORI Newsletter" with an estimated total of 65,280,000 pages (a total of 680,000 copies of a 96 - page bimonthly periodical)

(2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m., 25 April 2008

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00 p.m., 24 April 2008

(4) Contact point for the notice : General Affairs and Management Group, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7562

(出納局総務管理グループ)

福島県病院局

公告第5号

平成20年度福島県病院局職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成20年3月14日

福島県病院事業管理者 茂田 士郎

1 試験を実施する職種

理学療法士
作業療法士

2 試験期日

平成20年4月23日 (水)

3 受験申込受付期間

平成20年3月14日 (金) から同年4月15日 (火) まで

4 受付窓口及び問い合わせ先

福島県病院局管理グループ (福島市中町8番2号 電話 (024) 521-7226)

(管理グループ)

福島県公安委員会

福島県公安委員会公告第2号

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を開催する件 (平成20年福島県公安委員会公告第1号)の一部を次のように変更する。

平成20年3月14日

1の(2)中 「同 年6月18日(水)」を「同 年6月16日(月)」に改める。
福島県公安委員長 松本 忠清
(生活環境課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第21号

警備員指導教育責任者講習業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成20年3月14日

福島県警察本部長 久保 潤二

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量 警備員指導教育責任者講習業務 一式

(2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び警備員指導教育責任者講習実施要領(以下「実施要領」という。)による。

(3) 履行期間 契約締結の日から平成20年12月25日まで
 (4) 履行場所 福島県青少年会館（福島県福島市黒岩字田部屋53番地5）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

(3) 社団法人全国警備業協会主催の講師講習の受講区分1号を修了した講師及び同講習の受講区分2号を修了した講師をそれぞれ5名以上有する者であること。

(4) 実施要領に定める業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年3月24日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年4月4日（金）午後1時30分 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成20年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

（会 計 課）